

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 23.4.15 第 177 回国会第 8 号

4月15日(金) 第8回の委員会が開かれました。

## 1 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)

- ・細川厚生労働大臣、大塚厚生労働副大臣、岡本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
(賛成 - 民主、自民、公明、共産、社民、みんな)

(質疑者及び主な質疑内容)

### 田村 憲久君(自民)

- ・戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の新規受給者の対象期間は、平成13年改正では2年間で、今回の改正では8年間となっている理由は何か。対象は高齢化しており次の法改正時には、このような仕組みを見直す必要があるのではないか。
- ・医療機関が被災地から透析患者の転院を受け入れ入院させた場合、その患者が他の医療機関の外来で透析治療を受けると入院医療機関の診療報酬が3割減額されるという報道があったが、その後、厚生労働省としてどのような対応をしたのか。
- ・東日本大震災により建設中の社会福祉施設が完成前に津波で流されたなどの場合でも、施工状況に応じてある程度は補助金を支払うなど、何らかの救済措置が必要ではないか。

### 坂口 力君(公明)

- ・本法案の内容は簡単ではないので、対象者の高齢化を踏まえ、制度の周知を丁寧に行う必要があるが、どのように取り組んでいくのか。また、次の法改正の際には、わかりやすい制度とするよう検討していただきたい。
- ・基礎年金国庫負担割合の引下げによって2.5兆円を平成23年度第1次補正予算の財源とする案が示されているが、厚生労働大臣の意見を聞かずに案を提示する手順やまず社会保障費から削減する考え方は間違っており、厚生労働大臣としても強く反対すべきと考えるが、見解をお伺いする。

### 高橋 千鶴子君(共産)

- ・戦傷病者、戦没者の遺族等に対する特別給付金等の請求権の時効については、時効失権防止対策の充実が図られ

ているが、時効そのものを撤廃すべきではないか。

- ・東日本大震災により深刻な影響を受けている企業は、災害救助法の適用範囲外にも及んでいることから、雇用調整助成金の特例の適用地域を災害救助法の適用範囲に限定せず、全国に広げるべきではないか。

### 阿部 知子君(社民)

- ・硫黄島における遺骨帰還の実績と今後の見通しを伺いたい。
- ・硫黄島に残っている日本軍のご遺骨を少しでも早く全員分帰還させるために、アメリカ海兵隊資料館等の海外の資料を活用すべきではないか。
- ・DNA鑑定は、東日本大震災による死亡者の身元特定にも役立つことから、予算の充実や人材育成等により、実施体制を強化すべきではないか。

### 柿澤 未途君(みんな)

- ・放射性物質の経口摂取による内部被曝の健康リスクについて、厚生労働省が先頭に立って確たる基準を作成すべきではないか。
- ・福島第一原子力発電所の復旧作業に従事している作業員は、被ばく線量管理等が不十分な中、劣悪な環境で作業を行っているが、厚生労働省は作業員を取り巻く状況を把握、また、このような状況はILO条約第115号に違反しているとの認識はあるか。